

平成23年度第1回作業報酬審議会 摘要録

日 時 平成23年9月7日（水）午前9時55分～

場 所 第4庁舎4階第2会議室

出席者 審議会委員 5名
事務局 財政局（11名）
参考人 建設緑政局技術監理課（2名）
総務局行財政改革室（2名）

議 題 1 川崎市契規則等について
2 平成23年度条例実施状況について
3 平成24年度作業報酬下限額について

開会

「平成24年度作業報酬下限額について」の諮問書を財政局長から会長に手交。

議題1 「川崎市契約規則等について」のご意見等

議題2 「平成23年度条例実施状況について」のご意見等

（意見） 複数年契約の場合、2回目の台帳の提出は年度末ごとになり、1年分をまとめて提出することになる。条例の実効性を担保するという観点からすると疑問かどうか。

（回答） 台帳については、作業報酬が支払われるべき日ごとに作成し、現場に備え付けるようになっており、対象労働者に確認ができるようにしているため、実効性は担保できる。

（意見） 作業報酬下限額は、毎年見直すこととされているが、複数年契約の場合の下限額もそれに伴い変わるのか。

（回答） 複数年契約の場合は、契約当時の作業報酬下限額が適用されるため、年度ごとに変更されることはない。しかし、現行の規定だと読みにくいので整理して回答する。

（意見） 労働者に対する広報を強化するべきではないか。

（回答） 広報については、受注者に対し、契約時に再度説明等を行っているところであ

るが、今後、契約の実行状況を見て必要とあれば広報も強化していきたいと考えている。

(意見) 審議会の現場視察の実行について

(回答) 委員の意見は、この審議会の中で頂くというのが本位。条例の施行状況や周知の状況等については、必要があれば関係者に説明を求めることができるとしており、事務局の方で十分な資料を用意し、それらに対し審議会で課題等はないかということについて議論してもらいたい。したがって、条例施行初年度から委員の方々に現地調査を行ってもらうことはないが、現地調査の可能性も含めて、持ち帰り検討したい。

(意見) 「特定工事請負契約及び特定業務委託契約に関する手引き」に記載されている台帳提出期限の日付について

(回答) 分かりにくいので訂正したい。

議題3 平成24年度作業報酬下限額について

平成24年度作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、作業報酬下限額の審議については非公開とする。

審議

→平成24年度作業報酬下限額については、継続審議

閉会

平成23年度第2回作業報酬審議会 摘要録

日 時 平成23年9月21日（水）午前10時00分～

場 所 第4庁舎4階第5会議室

出席者 審議会委員 5名
事務局 財政局（10名）
参考人 建設緑政局技術監理課（2名）
総務局行財政改革室（2名）
健康福祉局保護指導課（1名）

議 題 1 平成24年度作業報酬下限額について
2 その他

開会

議題1 平成24年度作業報酬下限額について

○前回の意見等に対する回答

①複数年契約の場合の作業報酬下限額について

当面は、「特定工事請負契約」及び「特定業務委託契約」に関する手引きに記載する。

なお、今後、契約規則の改正を行う必要が生じた時にそれに併せて改正を行う。

②台帳提出期限の記載について

ルール上は7日以内となっているが、土日祝日を勘案した日にちとなっており、分かりにくい面もあるので、土日祝日は勘案しない日付に訂正する。

③審議会としての現場視察について

条例施行初年度ということもあり、条例の周知状況や現場確認は重要なことと考えるが、受注者の受入れ対応等の負担も増えることから、現場状況等についてはいくつかの現場を事務局で確認する等して審議会に報告したい。

（意見） 審議会には現場への立ち入り検査する権限はないので、現状では難しいのではないか。

事務局として権限を適切に行使し、条例の実効性が担保できるようにしてもらいたい。

(作業報酬下限額について審議)

平成24年度作業報酬下限額の審議については、「川崎市審議会等の会議の公開に関する条例」第5条第3項の規定により、会議を公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、非公開とする。

※結論(全員一致で賛成)

特定工事請負契約 平成23年度設計労務単価の90%

特定業務委託契約 899円

2 その他

- ・「平成24年度作業報酬審議会」の日程について

(事務局) 改めて事務局から連絡。

- ・平成23年度の条例実施状況について

(事務局) 平成24年の5月か6月頃に臨時の審議会を開催して報告したいと考えている。

(意見) その報告以前に、もし条例違反や申し出等があった場合は、委員の方にお知らせしてもらいたい。

(回答) その都度というわけにはいかないが、申し出の処理をした段階等で適宜情報提供していきたいと考えている。

(意見) 各委員が情報を入手することは、守秘義務上の問題からも慎重にしなければならない。

審議会の権限の範囲は、条例の施行状況、実態等の報告を受け、それに基づき適正な作業報酬下限額を決定していくということにある。

審議会で決定した作業報酬下限額が担保されているか、審議会としても把握する必要はあると考えているので、事務局として条例の施行状況や申し出があった場合には十分に調査をして頂きたい。

(答申書：会長→財政局長)

閉会